

# 高知県造林事業等竣工検査内規

## （目的）

第1 高知県造林事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及びこれらについて規定する規程等（以下「造林関係規程等」という。）に基づく事業の竣工検査は、この内規に定めるところによる。

## （検査員等）

第2 検査は、施行地を管轄する林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては嶺北林業振興事務所長）（以下「事務所長」という。）が任命した職員が行う。

2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

3 検査は、2名以上の体制により実施するものとする。

## （検査の区分）

第3 検査は、事業区分別・事業の種類別・造林区分別・事業主体別・施行地別に原則として書類検査及び現地検査により実施するものとする。ただし、オルソ画像等により申請内容の確認が可能な場合は、現地検査を省略できるものとする。

## （書類検査）

第4 書類検査は次により行う。

ア 書類検査は、主として申請書により行い、その記載内容が造林関係規程等に定める採択要件に合致していることを確認することを旨として行うものとする。

イ 施行地の森林所有者及び地番を確認し検査野帳に記載する。

ウ 面積の検査は、申請面積と照査して行い、査定は検査面積に従って行う。

エ 苗木については、林業種苗法第18条に定める表示票等で系統及び数量を事業主体等において確認する。ただし、自家生産苗を自己所有林に植栽する場合は別途定める。

オ 高知県造林事業計画策定要綱に基づく事業計画により実施したものにあっては、各事業計画に基づき作業種別の事業量及び事業主体等を確認する。

カ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法による特定間伐等促進計画に基づき実施したものにあっては、作業種別の事業量及び事業主体等を確認する。

キ 特定機能回復事業の被害森林整備を松くい虫被害林分において行う場合にあっては、森林病虫害等防除法に基づく高知県松くい虫被害対策事業推進計画又は市町村地区実施計画の種類別、箇所別の事業量を確認する。

ク 施業委託（受託）又は請負の契約が必要な場合には、委託（受託）契約書又は請負契約書を確認する。

ケ 施業地の事業施行後の写真、間伐事業にあっては間伐率を確認した書類及びその他事業の実施を証する書類を確認する。

コ 保安林等で行う事業にあっては、保安林台帳、自然公園法による特別地域の指定等の確認を行う。

サ 森林経営計画、経営管理実施権配分計画に基づいて行う事業にあっては、当該計画の認定

等の確認を行う。

シ 隔年下刈については、前年度に同一施行地において国庫補助事業における下刈を実施していないことの確認を行う。

ス 人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道については、事前計画の届出状況の確認を行う。

セ 除伐、保育間伐、間伐、更新伐については、造林申請システムや森林GIS等を活用し過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による施業履歴がないことを確認する。

ソ 保育間伐Cについては、平均胸高直径調査表の内容の照査を調査野帳及び写真等により行う。

タ 間伐、更新伐、特殊地拵え及び花粉発生源植替えについて、搬出材積集計表の内容の照査を仕切り書及び伝票等により行う。

チ 間伐、更新伐、特殊地拵え及び花粉発生源植替えにおける標準単価の適用に際して、簡易架線系及び本格架線系の単価を適用している場合は、写真等により、作業システムの確認を行う。

また、間伐及び更新伐については、査定単位についての確認を併せて行う。

ツ 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等を確認する。

テ 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況について、社会保険料等の加入状況調査表に基づき、保険料等の払い込み済み証明書等により確認する。

ト 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。

ナ 事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の確認を行う。

ニ 造林関係規程等に定める申請書及び添付書類等の審査確認を行う。

ヌ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約書による内容及び契約年月日の確認を行う。

ネ 保安林等以外の土地利用の規制については、関係法令等に基づき策定された規制図簿等による確認を行う。

ノ 森林作業道等については、実行経費、検査調書の確認、保安林等施業制限の有無及びその他必要な事項について聞き取りを併せて行う。

また、森林経営計画の区域内に開設している場合は、作業道路敷きの面積が除外されていることを確認すること。

ハ 特定機能回復事業の森林緊急造成、重要インフラ施設周辺森林整備、林相転換特別対策（特定スギ人工林）及び長期育成循環協定に基づく事業にあっては、各協定の内容の確認を行う。

ヒ 特定機能回復事業の森林保全再生整備については、実行経費、作業日誌、伝票等により確認を行う。

フ 受託事業による施業がある場合は、雇用通知書、作業日報、賃金台帳、振替伝票、元帳、

通帳などの会計帳簿等を確認すること。

へ 会計帳簿等の検査に当たっては、施行地を管轄する林業事務所（嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては嶺北林業振興事務所）の振興課長又は増産担当チーフが実施又は同席すること。

ホ 受託事業による施業においては、次の基準に適合していることを確認すること。

（ア） 受委託契約の締結

事業主体等が森林所有者と受委託契約を締結したものに限ること。

なお、事業主体等が請負者として森林所有者と締結した請負契約は、受委託契約に該当しないこと。

（イ） 森林所有者の従事

森林所有者が所有森林の事業に従事する場合にあっては、（ア）のほか、次の要件を満たすこと。

a 事業主体等が補助金の交付申請・受領、測量、その他事業に必要な事務等を実施していること。

b 事業主体等が外部に作業を請け負わせた場合は、仕様書等で具体的な作業指示を行っていること。

c 事業主体等が直営労働力（臨時雇用を含む。）で実施した場合は、事業主体等の職員が作業指示、監督、安全管理等を実施していること、及び関係法令で義務付けられている雇用保険、労災保険等の保険料等を森林組合等が支払っていること。

マ 事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対して確認する。

#### （現地検査）

第5 現地検査は次により行う。

ア 間伐及び更新伐の検査は、同一の森林経営計画又は集約化実施計画書に定める集約化実施区域の対象区域内の施行地のまとまりを1つの検査団地とし、1検査団地ごとに乱数表を用いて無作為に抽出した10%以上に相当する数の施行地の現地検査を行うものとする。

イ ア以外の検査は1施行地ごとに行う。ただし、1施行地面積が人工造林2ha以下及び保育5ha以下の施行地については、現地検査を省略できるが、花粉症発生源対策促進事業による人工造林はこれを適用しない。

なお、この場合であっても、1申請の施行地のうち乱数表を用いて無作為に抽出した10%以上に相当する数の施行地は現地検査を行うものとする。

ウ 前項の無作為抽出は、林業事務所では振興課以外の職員、嶺北林業振興事務所では次長以上の職員が行うものとする。

エ 検査には、原則として申請者もしくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行うものとする。

オ 共通事項

（ア） 現地が申請書記載の位置であるかどうか、森林計画図、GNSS等を使用して確認する。

（イ） 事業区分、事業の種類及び造林区分を確認する。

（ウ） 土地所有区分、施行区分、費用負担区分、受託（請負）区分について確認する。

（エ） 面積の判定は、次により行う。

- a 申請面積を照査して行うものとする。照査は、2測線以上の測線等を実測し、実測図を確認する。照査結果が許容誤差（距離は5/100、角度は2度）を超えるとき及び、全地球測位システム（GNSS）を使用し測量したものについては、誤差が1mを超える性能の機種で測定されている場合並びに許容される精度（3m以内）を超えるときは、申請者に再測を命じる。

ただし、精度の高い既存の実測図等により申請があった場合で、明らかに現地の地形や林相に相違が見られる場合は、申請者に対して主要測点の復元を命じ確認する。

- b 施行地内に100㎡以上の保護樹帯又は岩石地等の除地がある場合は、除外されていることを確認する。
- c 作業道等の車道については、法頭から法尻までの平均と延長により算出した面積を控除する。この場合の算出方法は標準断面によるものは標準断面で、実測の場合は実測に基づき行うものとする。
- d 特定機能回復事業の被害森林整備の面積の判定は、被害区域面積とし、実作業区域面積をa及びbの方法により確認する。
- e aにより測量成果の照合結果が通常の見許誤差の限度を超えるときは、申請者に対して再測量を命じるとともに、ア、イに定める数を(エ)により再確認する。
- f 面積の算定は、ha以下2位で止め、3位以下で切り捨てる。

(オ) 植栽本数や間伐率等の検査は、次により行う。

- a 検査は、本数検査法により行う。ただし、基準を満たしていることが確実に判断できる場合は、本数検査法を省略することができる。

植栽は、面積100㎡以上の区域内の植栽本数を計測する。

保育間伐、間伐、更新伐は、面積50㎡以上の区域内の間伐本数率（間伐本数/間伐前生立本数）を計測する。

保育間伐Cについては、実施主体の設置した標準地が対象森林の平均的な生育状況の箇所であるか、地形や対象森林の全体の状況から確認する。また、平均胸高直径調査表や写真の内容と標準地を照査するとともに、必要に応じて、残存木の本数、伐跡の数や大きさ、林地残材等の状況などから確認する。

間伐、更新伐は必要に応じて、施行地内の間伐本数率、搬出木の伐跡、林地残材等の状況から補助申請上の搬出材積を確認する。

- b 検査箇所の選定

植栽は標準地とみなされる箇所を選定する。

間伐は全域からまんべんなく選定する。

- c 検査箇所数

面積1ha未満の場合は1箇所以上、1ha以上3ha未満の場合は2箇所以上、3ha以上5ha未満の場合は3箇所以上、5ha以上10ha未満の場合は4箇所以上、10ha以上の場合は5箇所以上とする。

なお、検査した箇所を竣工検査野帳に記入すること。

(カ) 空中写真やオルソ画像等を活用して施業図の精査を行い、施行除地として取り扱うべき箇所の有無を確認する。

(キ) 施行地内の植栽不可能地で、1箇所の面積が原則0.01ha以上あるものは施行除地とし、

当該施行地の面積から差し引くものとする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1箇所の面積が0.01ha以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。

- (ク) 林齢は、伐跡の年輪等により申請された林齢と相違がないことを確認すること。
- (ケ) 検査実施箇所については、検査員等が判別できる検査状況写真を撮影し整理すること。  
なお、検査状況写真は、位置情報が記録されたものとする。

カ 人工造林及び花粉発生源植替における検査は、次により行う。

- (ア) 植栽された苗木が優良であるかどうか、特に病害虫におかされていないかどうかを確認する。
- (イ) 苗木植付本数は、植付間隔を巻き尺等により測定して判定する。
- (ウ) 植付本数が1ha当たり1,500本未満（コンテナ苗にあっては500本未満）のもの及び枯損率が20%以上の場合は、竣工を認めず、補植作業を行わせうえで再検査するものとする。
- (エ) 特殊地拵え造林の場合には前生樹の処理を行っているかどうか確認し、特殊地拵え造林対象地と対象外の含まれる場合は、それぞれ面積を算定する。
- (オ) 施行地の地拵え状況を確認する。
- (カ) 1施行地に適用標準単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合には、造林地施業図等により確認する。

キ 樹下植栽等における検査は、次により行う。

- (ア) 樹下植栽された苗木が優良であるかどうか、特に病害虫におかされていないかどうかを確認する。
- (イ) 植付本数が1ha当たり500本未満のもの及び枯損率が20%以上の場合は、竣工を認めず、補植作業を行わせうえで再検査するものとする。
- (ウ) 別に定める樹下植栽等実施基準に適合したものであるかどうかを判定する。
- (エ) 改良にあっては、別に定める改良実施基準に適合したものであるかどうかを判定する。

ク 保育事業における検査は、別に定める下刈、倒木起こし、除伐等それぞれの実施基準に適合したものであるかどうかを判定する。

ケ 森林作業道等の検査は次により行うものとする。

高知県森林作業道作設指針に適合しているか、現地において次に掲げる項目及び方法により、補助金交付申請者から提出された出来高設計をもとに当該作業道等の査定設計を行うとともに、竣工検査調書を作成する。

なお、出来高設計と査定とが相違する場合は、出来高設計上に査定を朱書きする。ただし、算出根拠が異なる場合など別途査定設計書を作成した場合には、朱書きの必要はない。

(ア) 延長

路線の測点間の距離を累計とし、ポケットコンパス及びメートル縄等により行う。

ただし、幅員3m未満の幅員の場合であって、県の定める標準断面による設計の場合は、斜距離で測定した距離とすることができる。

(イ) 横断

各測点ごとに幅員、切取、盛土の勾配及び法長を検査する。

また、切取の法勾配は、幅員 3 m 未満の場合は、切取高 2 m 以下の場合は、直切り、5 m 以下の場合は、土砂 5 分、岩 3 分として査定する。

幅員 3 m 以上の場合は、原則として土砂 6 分、岩 3 分とする。

なお、令和 3 年 7 月 1 日以降着手分については、切取高 1.2 m 程度以内の場合は直切り、それ以外の場合は、土砂 6 分、岩 3 分として査定する。

また、保安林における切取り勾配は、保安林基準に準ずるものとする。

(ウ) 土質区分

土質区分の適用状況を検査する。岩質は、横断図の切り取り断面の岩歩合で査定する。

(エ) 敷砂利

施工区間、敷幅・敷厚を検査する。

(オ) 構造物

構造物の規格、数量、仕上がり状況を検査する。

コ 附帯施設の検査は、県の定める標準仕様以上のものであることを確認する。

(再検査)

第 6 検査の結果、当該施行地が造林関係規程等及びこの内規の規定に適合しないものであるときは竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であって、当該年度内において事務所長の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

3 抽出検査で不合格又は一部不合格が認められる申請では、第 5 のア及びイのただし書きを適用せず、前項の再検査と併せて全数検査を行うものとする。

(検査書の作成及び整理等)

第 7 検査員は第 4 及び第 5 により検査した事項について、別記第 1 号様式の造林事業等竣工検査野帳（以下「検査野帳」という。）に所要事項を記載し、当該事項について検討したのち、別記第 2 号様式の造林事業等竣工検査書にこれを転記し、自らの氏名を記入するものとする。

ただし、付帯施設等整備及び共生環境整備事業等にあつては、竣工検査調書をもって造林事業等竣工検査野帳にかえるものとする。

2 検査員は、検査野帳及び検査関係書類（以下「検査野帳等」という。）を整理するものとする。

3 事務所長は、検査野帳等を事業終了の翌年度の初日から起算して 5 年間保管するものとする。

附則

(施行期日等)

1 この内規は、平成 21 年 6 月 1 日から施行し、平成 21 年度事業から適用する。

2 この内規は、平成 23 年 7 月 1 日から施行し、平成 23 年度事業から適用する。

3 この内規は、平成 24 年 7 月 13 日から施行し、平成 24 年度事業から適用する。

4 この内規は、平成 25 年 6 月 20 日から施行し、平成 25 年度事業から適用する。

- 5 この内規は、平成26年8月19日から施行し、平成26年度事業から適用する。
- 6 この内規は、平成27年4月28日から施行する。
- 7 この内規は、平成27年8月19日から施行し、平成27年度事業から適用する。
- 8 この内規は、平成28年7月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。
- 9 この内規は、平成29年7月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。
- 10 この内規は、平成30年7月3日から施行し、平成30年度事業から適用する。
- 11 この内規は、令和元年7月22日から施行し、令和元年度事業から適用する。
- 12 この内規は、令和2年7月31日から施行し、令和2年度事業から適用する。
- 13 この内規は、令和3年7月1日から施行する。
- 14 この内規は、令和4年7月19日から施行し、国の令和4年度事業から適用する。
- 15 この内規は、令和5年7月31日から施行し、国の令和5年度事業から適用する。
- 16 この内規は、令和6年6月13日から施行し、国の令和6年度事業から適用する。